

(別紙1)

鳥取市移住定住専用ポータルサイト新設業務

仕様書

一般財団法人鳥取開発公社

業務委託仕様書

1 業務名

鳥取市移住定住専用ポータルサイト新設業務

2 背景と目的

【背景】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、特に都市部ではテレワークの導入がより一層進むなど、地方への移住の流れが進む可能性が高まる一方で、都市部での現地相談会が開催できなくなり、電話・メール・窓口相談に加え、オンライン相談をはじめとしたインターネット活用の重要性が高まっている。こうした中であって、既存の取組みにおける課題を解決し、鳥取市における移住・定住促進戦略の取組みレベルを引き上げる必要がある。

(既存の取組みにおける主な課題)

- ・複数のサイトからの情報発信による分かりづらさの解消
- ・SNS の活用が不十分
- ・動画や画像を活用した魅力発信の強化が必要
- ・情報を伝えたい人、特に鳥取市出身者への働きかけの仕掛けが必要
- ・若者、子育て世代へのアピールの不足
- ・空き家情報の階層が深くアクセスしにくい
- ・登録者へのプッシュ通知
- ・キャッチコピーの見直し

【目的】

本事業は、鳥取市への移住を検討されている県外在住者や鳥取市出身者等に向けた情報を一元的に発信するためのポータルサイトを構築するもので、移住を検討する者が鳥取市の魅力や取組みを地域や分野ごとに改めて把握するとともに、最新情報を入手して、動画や画像の活用を図りながら「とっとり暮らし」をイメージしていただくための情報を専用のWEBサイトで表現・公開し、また、どこに住んでいても「繋がる」、いつでも「見える」、ふとした拍子に「ふるさとを想う」などのコンテンツを盛り込むことで情報発信レベルを引き上げ、定住・関係・交流人口の一層の拡大を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで。なお、同年4月1日以降、保守運営業務の委託を予定している。ただし、予算が措置された場合に限る。

4 業務概要

現在、鳥取市公式ウェブサイトと鳥取市移住・交流情報ガーデンの両サイトから分散発信している情報を集約し、一元的な情報発信を行う移住定住専用ポータルサイトを構築・運用すること。

また、本サイトの構築にあたっては、移住・定住の促進に繋げるための本サイトの明確なコンセプトを企画し、提示すること。

長期的かつ発展的な本サイトの運用及び活用方法を提案に含めること。また、提案における運用システム、コンテンツの更新頻度及び体制などを維持して事業を実施していくため、納品後の運用保守業務の見積額についても資料として添付すること。

5 業務内容

(1) 制作及び運用

- (ア) 別紙2「鳥取市移住定住専用ポータルサイト新設イメージ」を参考にサイト構築及び画面設計を行うこととし、移住を検討する層にとってより効果的であると考えられる情報や手法があれば積極的に提案すること。
- (イ) サイトデザイン及び構築にあたっては、高齢者や障害者を含め、誰もが支障なく利用できるよう総務省が示す「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に配慮すること。
- (ウ) コンテンツの収集、作成にあたっては、市から提供するコンテンツのほか、必要に応じてそれらを補足する画像、動画等を収集・作成すること。
- (エ) 麒麟のまち連携中枢都市圏（鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・香美町・新温泉町）の取組みを掲載することとし、必要に応じて各市町の情報収集及び担当者との打ち合わせを行うこと。
- (オ) 本サイトで更新されたコンテンツについて、SNSと連動して通知するなど、閲覧者を本サイトへ誘導する具体的な方策を提案すること。
- (カ) より多くの人に関覧してもらえよう、検索エンジン最適化（SEO対策）等効果的な情報発信・拡散方法を提案すること。
- (キ) その他、市と協議して必要と認められる情報を掲載する。

(2) 動作環境の構築及び保守

- (ア) ホームページに関する専門知識がなくても各コンテンツページの作成・更新作業が容易にできるよう、CMS機能を実装すること。
- (イ) PC、タブレット、スマートフォン等マルチデバイスに対応するため、レスポンシブデザインを導入すること。
- (ウ) 新規ドメインの提案、SSL証明書の取得、レンタルサーバ契約、ハードウェア、ソフトウェア等の用意を受託者において行うこと。
- (エ) 構築するサイトにおいては情報セキュリティ対策を施すものとし、(独)情報処

理推進機構（IPA）が示す「安全なウェブサイトの作り方改訂第7版」を基準とすること。また、鳥取市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(オ) 第三者の不正アクセスによるコンテンツの改ざんや情報漏洩等のアクシデントが発生した場合は直ちに発注者へ連絡するとともに、被害を最小限に抑えられるよう適切かつ迅速に対応すること。

(カ) 運用開始後に担当者が随時更新できるよう、運用開始までの間に操作研修会を開催すること。また、操作マニュアルを作成すること

(3) 業務工程

(ア) 令和4年3月末までにポータルサイトの構築及びテスト運用を完了できるよう、本仕様書に記載している内容を踏まえた業務工程表を作成すること。また、業務の実施に当たっては発注者と十分協議したうえで行うこと。

(イ) 業務を進める上で、工程表に示したスケジュールに大きく差異が生じる場合は事前に発注者へ報告すること。

(ウ) 工程の進捗や仕様に則した内容となっているか、発注者が適宜確認を行うものとし、指摘があった場合は速やかに対応を行うこと。

6 サイト公開後の運用保守

(1) 本サイトの公開後、最終的な公開までの運用保守を行うこと。

(2) 納品後の運用保守業務の受託を可能とする体制をとること。

(3) システムを正常かつ円滑に運用できるように、発注者側からの問合せに対応する体制を整え、電話、メール等により、速やかに対応すること。また、少なくとも月曜日から金曜日（祝日は除く。）8時30分から17時15分までは対応すること。なお、緊急時の対応については、別途発注者と協議すること。

7 成果品

(1) 設計書一式：紙媒体1部及び電子データ

(2) マニュアル：紙媒体1部及び電子データ

(3) コンテンツデータ一式：電子データ

(4) その他関係する資料

8 その他

(1) 受託者は、関係する法令などを遵守し、本業務の履行を行うこと。なお、履行の際に官公署及び第三者に許認可の申請等が必要になる場合には受託者がすべて行うこと。また、この申請に必要な諸経費は受託者が負担すること。

- (2) 提案時点で発注者の協力が必要な作業が判明している場合は、その旨を分かるように記載すること。
- (3) 本業務に関し、留意すべき事項がある場合はそれを明らかにすること。また、その効果的な対応案について提案を行うこと。
- (4) 業務内容以外で、発注者及び受託者の双方において有益と考える内容があれば提案すること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た機密を厳守し、漏らしてはならない。契約終了後においても同様とする。
- (6) 将来的なサイト構成の見直しやシステム拡張に備えた柔軟な拡張性を有すること。
- (7) 本業務において作成された成果物の著作権は鳥取市に帰属するものとする。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の履行のために当然必要と認められるものについては、受託者においてこれを充足すること。
- (9) 本業務に関して疑義が生じた場合は、発注者及び受託者間で協議のうえ、これを解決するものとする。